

鳥取県屋外広告物条例による屋外広告物に係る禁止地域等の指定

1. 禁止地域

文化財保護法第27条の規定により指定された国宝及び重要文化財並びに鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された鳥取県指定保護文化財の周囲で、知事第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例第3条に規定する総合事務所長又は鳥取県行政組織条例第2条の規定により設置される生活環境部を構成する内部組織の長。以下同じ。)が指定する範囲内にある地域

区分	種別	名称	所在地
国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50m以内の地域 (条例第2条第1項第1号)	重要文化財	大山寺阿弥陀堂	西伯郡大山町大山
		大神山神社奥宮本社本殿、拝殿及び弊殿並びに末社本殿、拝殿及び弊殿	西伯郡大山町大山
	県指定保護文化財	大神山神社神門	西伯郡大山町大山

道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定するもの

区分	路線名	区間
道路の両側500m以内の地域で当該道路から展望できる場所 (条例第2条第1項第3号)	一般国道9号(自動車専用道路)	西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960-1地先～島根県との県境
	県道米子大山線	米子市赤井手字東天神免713 - 8地先～西伯郡大山町大山字大山115 - 5地先
	県道赤碓大山線	西伯郡大山町羽田井字萩原1731 - 1地先～同町大山字博労座43 - 8地先
	県道倉吉赤碓中山線	東伯郡琴浦町大字山川字新田ケ平ル656 - 2地先から西伯郡大山町羽田井字萩原1844 - 10地先
	県道名和岸本線	西伯郡大山町今在家字西林730 - 3地先～同町飯戸字向原1544 - 3地先
	県道大山口停車場大山線	西伯郡大山町飯戸字向原1542 - 1地先～同町大山字木原118地先
		西伯郡大山町大山字大山115 - 5地先～同郡伯耆町岩立字榎水高原9 - 5地先
県道大山佐摩線	全線	

2. 制限地域 (家屋連担区域指定区域の状況)

道路、鉄道及びこれらに接続する地域で、知事が指定するもの

区分 (展望できる場所)	路線名	区間	家屋連担区域指定区域 (用途地域内は除く)
道路の両側500mを超え、1,000m以内の地域で当該道路から展望できる場所 (条例第3条第1項第3号)	一般国道9号(自動車専用道路)	西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960-1地先 ～島根県との県境	大山町(国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市、松河原)
道路の両側500m以内の地域で当該道路から展望できる場所	一般国道9号	全線 (禁止地域を除く)	大山町(国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市、松河原)
	県道赤碓大山線	東伯郡琴浦町大字赤碓字溝上谷詰東平297 - 1地先～西伯郡大山町羽田井字萩原1731 - 1地先	大山町 (羽田井)
	県道名和岸本線	西伯郡大山町坊領字川下536 - 3地先～同町今在家字西林730 - 3地先	-
		西伯郡大山町飯戸字向原1544 - 3地先～同郡伯耆町吉定字岡本392地先	
県道大山口停車場大山線	西伯郡大山町國信字笠原543 - 4地先～同町坊領字川下536 - 3地先	大山町 (国信、末長、所子、唐王、坊領、佐摩)	
道路の両側200m以内の地域で当該道路から展望できる場所	県道大山淀江インター線	全線	大山町 (唐王、末長)
鉄道の大山側500m以内の地域及び大山に面しない側200m以内の地域で当該鉄道から展望できる場所	西日本旅客鉄道株式会社山陰本線	西伯郡大山町國信字笠原528 - 2地先～米子市二本木字板橋1515地先	大山町 (上野、所子、国信、末長、唐王)
鉄道の両側200m以内の地域で当該鉄道から展望できる場所	西日本旅客鉄道株式会社山陰本線	県内全線 (500m制限地域を除く)	大山町 (西坪、御来屋、富長、田中、赤坂、塩津、住吉、上市、下市、松河原)